

成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー
自治体事例紹介

姫路市成年後見支援センターの 取り組みについて

平成30年11月14日
姫路市成年後見支援センター



しろまるひめ



1 姫路市の基礎情報



項目	数値
①推計人口	531,298人
②面積	534.35km ²
③高齢化率	26.2% (平成30年9月末現在)
④認知症自立度Ⅱ以上人口	13,332人 (平成30年4月1日現在)
⑤療育手帳所持者数	4,670人 (平成30年4月1日現在)
⑥精神保健福祉手帳保持者数	3,522人 (平成30年4月1日現在)

- 兵庫県南西部、播磨平野の中央に位置する県下第二の中核都市

2 高齢化率の推移

	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H57 (2045)
65歳以上 人口	135千人	143千人	145千人	160千人
高齢化率 (%)	25.2%	27.0%	27.7%	34.6%

3 H25年度「姫路市における権利擁護に関する研究会」

▶ 目的

姫路市地域福祉計画」に掲げた成年後見制度の利用支援や市民後見人養成について、専門的見地から幅広い意見を得る。

▶ 委員

職種	団体
NPO	NPO法人おおさか地域生活支援ネットワーク
弁護士	兵庫県弁護士会姫路支部
司法書士	成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部
社会福祉士	兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ兵庫
行政書士	コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部
障害福祉関係	姫路地域自立支援協議会
介護支援専門員	兵庫県介護支援専門員協会 姫路支部
高齢者福祉	姫路市地域包括支援センター
社会福祉協議会	姫路市社会福祉協議会
行政	姫路市健康福祉局
オブザーバー	神戸家庭裁判所姫路支部

▶ 会議開催

第1回会議（H25年7月28日）	権利擁護支援について 成年後見制度の活用における現状と課題 など
第2回会議（H25年8月29日）	（仮称）成年後見支援センターについて 市民後見人の養成について など
第3回会議（H25年10月17日）	法人後見について
第4回会議（H25年11月22日）	意見まとめ

▶ 会議を踏まえた方向性（報告書を作成し、市議会にも報告）

- ・「成年後見支援センターの設置」「市民後見人養成」「法人後見の支援」の総合的な推進に関する共通理解・認識
- ・（仮称）姫路市成年後見支援センターの設置・運営、市民後見人養成講座の開講について具体的検討

▶ 姫路市成年後見支援センターの開設（平成26年10月）

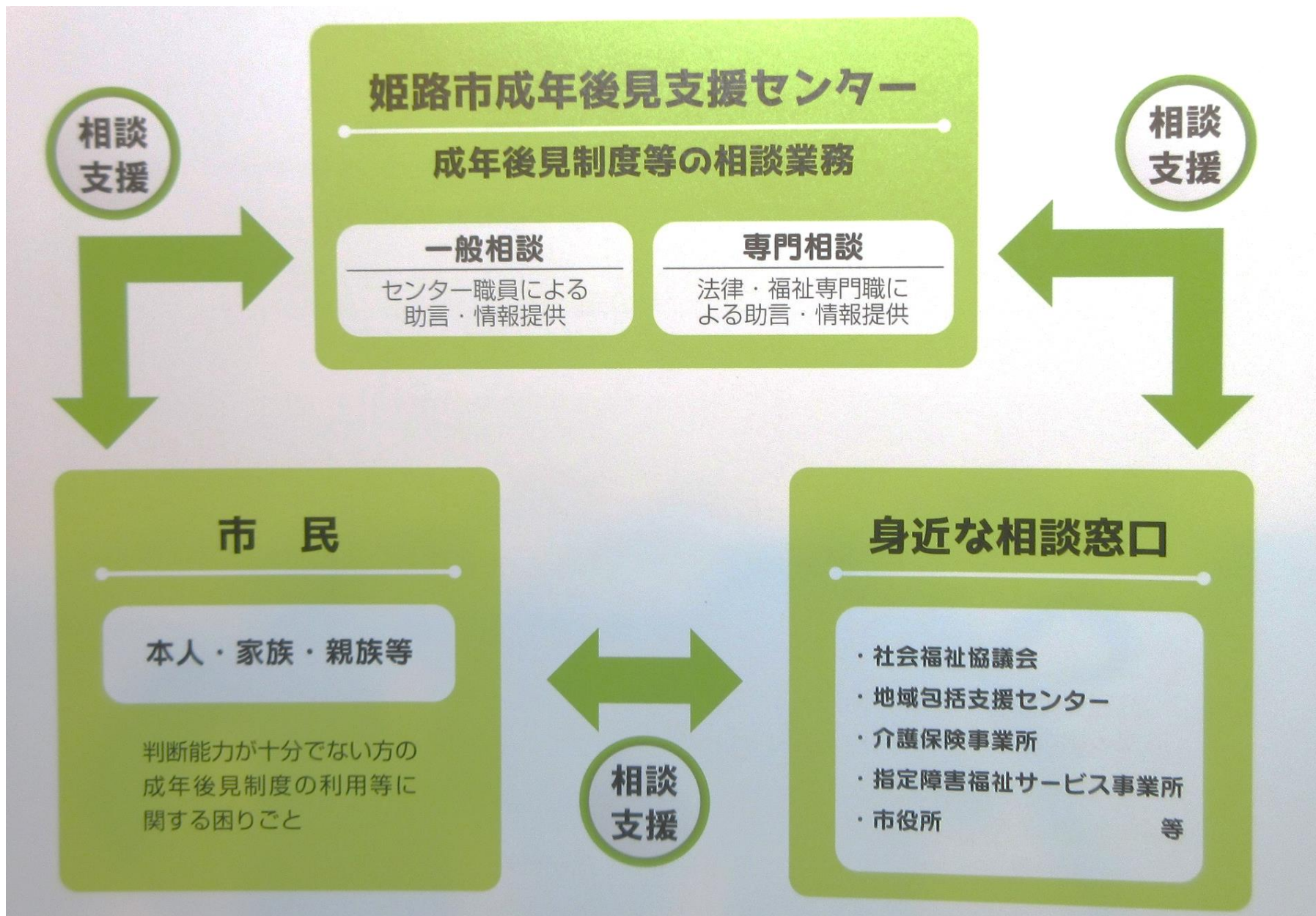
姫路市成年後見支援センターの業務

5つの業務

- ①相談
- ②市民後見人等の養成
- ③市民後見人の活動支援
- ④成年後見制度の普及・啓発
- ⑤ネットワークの構築

①相談

- ・ 姫路市成年後見支援センター
職員による相談
- ・ 専門職による相談
(専門相談)



センター職員による相談

(1) 市民等からの相談

(2) 市長申立てに関係する相談

→情報収集した内容から市と協議

→専門相談の活用

専門職による相談（専門相談）

弁護士・司法書士・社会福祉士の専門職が成年後見制度に関する相談をお受けします。

毎週火曜日 13:30～16:30（第5火曜日、祝日除く）

予約制

第1・3火曜日は弁護士と社会福祉士

第2・4火曜日は司法書士と社会福祉士

②市民後見人等の養成

■平成26・27年度

12日64時間（実習4日24時間含む）

受講生22名 登録者数17名

■平成29年度

11日64時間（実習4日24時間含む）

受講生10名 登録者数9名

■平成30年度

15日56時間（実習4日24時間含む）

受講生8名

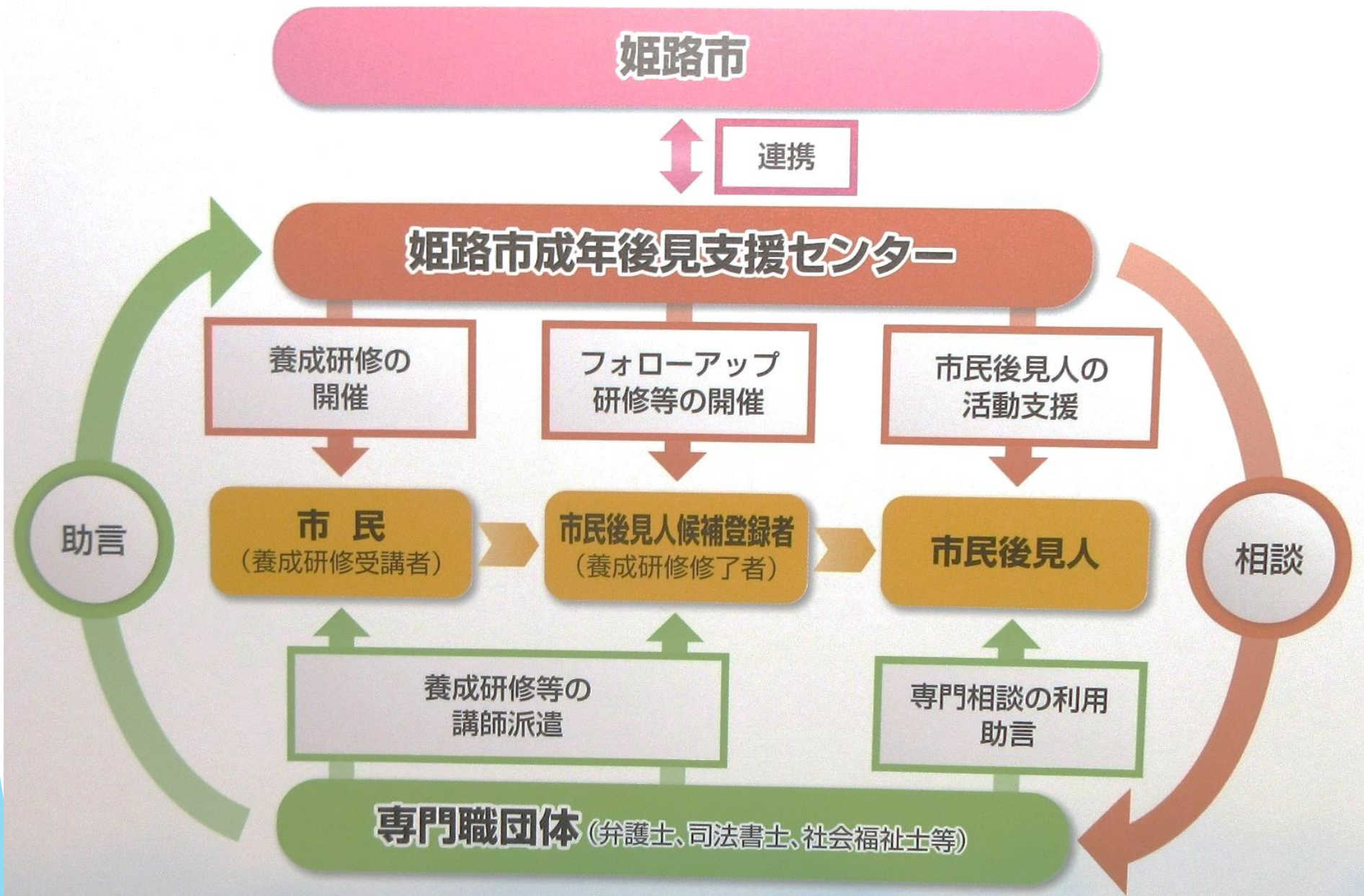
平成30年10月31日現在

登録者数20名 受任延べ件数4件

受講生を
増やすことが
課題

③市民後見人の活動支援

- ・ 社協が成年後見監督人に就任します。
- ・ 市民後見人が本人に面会する際、同行します。
- ・ 支援の中で確認した課題は専門相談につなぎます。
- ・ 書類作成を支援します。
- ・ 市民後見人交流会を開催します。
- ・ 市民後見人候補者にフォローアップ研修を開催します。
- ・ 市民後見人の活動の手引きを配付します。



市民後見人が活動を開始するまでの流れ（１）

- ①市長申立てケースが対象。
- ②市長申立て事前協議にて市民後見人受任について確認。
- ③市民後見人候補者に受任調整会議で個人情報共有することに同意を得る。
- ④専門相談にて受任調整会議を開催。
（専門職２名、姫路市、センター）
 - ・市民後見人が支援できるケースかどうか
 - ・候補者が適当かどうか

市民後見人が活動を開始するまでの流れ（2）

- ⑤市民後見人候補者として市へ推薦することについて同意を得る。
- ⑥市民後見人候補者とセンターで本人に面会する。
- ⑦申立必要書類を市民後見人候補者が作成する。
- ⑧市へ候補者を推薦する。
- ⑨申立書（一部）を市へ提出する。
- ⑩市民後見人候補者の調査官面接に市・センター同席する。

④成年後見制度の普及・啓発

- ・ 権利擁護フォーラム
- ・ 親族後見人向け研修
- ・ 専門職向けフォーラム
- ・ 公民館講座、民生委員研修会での説明

・ **パンフレットの作成、配布**

頑張っています。

パンフレットの作成・配布（１）

センターが知られていないので相談が少ないのでは・・・



相談者多くは専門職



専門職に気軽に相談してもらおう



地域包括支援センター、相談支援事業所にパンフレット
持参して説明しよう

パンフレットの作成・配布（２）

「金融機関で成年後見制度を提案された」相談があるなあ・・・



金融機関から成年後見支援センターにつないでもらおう



市内の金融機関にパンフレットを持参しよう

⑤ネットワークの構築

- ・連絡会議（市関係課）

市関係機関と年6回開催。成年後見支援センターの業務報告や課題への助言を受けます。



各課の担当者となつながら、相談しやすい！

・ネットワーク会議

専門職団体や関係機関にて構成。成年後見支援センター運営での課題に対して助言を受けます。



弁護士会・成年後見センター・リーガルサポート（司法書士）・社会福祉士会・行政書士会・市関係機関・地域自立支援協議会・地域包括支援センター連絡会・社協

家庭裁判所との連携

- ネットワーク会議への出席
- 後見監督業務への助言

成年後見支援センターの課題

- (1) 姫路市成年後見支援センターが活用されていない
- (2) 職員の相談援助技術の向上

(1) 姫路市成年後見支援センターが活用されていない

- どこから相談につながったか確認して、つないでもらえる窓口を増やす。
- フェイスブック・ホームページを充実させる。
- 機会があれば出向く。

(2) 職員の援助技術の向上

- 専門相談の活用
- 研修等への参加
- 経験を積む

センター職員向けの研修があればいいなあ・・・

センター運営で大切にしている事

- 普及啓発に力を入れる。
→センターに相談してもらう。
- 専門相談を活用する。
→専門的見地を学び、相談対応に生かす。

4 今後の取り組み

「姫路市総合福祉会館」における福祉相談窓口の集約



高齢者、障害者、児童等に関する相談窓口（直営・委託）を集約し、互いに連携・補完しながら、「制度の狭間」や複合的な問題を抱える市民を適切なサービスにつなげる包括的な相談支援体制の構築を目指す。

◆姫路市総合福祉会館（市直営管理）◆

【施設概要】

構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造
地上5階（塔屋6階）建

延床面積：4,852.76㎡

【供用開始】

平成31年4月予定



●総合福祉会館に入居する機能

<u>成年後見</u>	<u>成年後見支援センター</u>	<u>成年後見に関する各種相談、市民後見人の養成、活動支援</u>
総合窓口	地域福祉課（直営）	相談窓口の案内、窓口の連携に関する調整支援
生活困窮者	生活困窮者自立相談支援事業	主に生活困窮者の困りごとに対する伴走型の相談支援、就労支援
高齢者	基幹型地域包括支援センター（直営）	市内23ヶ所の地域包括支援センターの後方支援
障害者	障害者相談支援センター「りんく」	障害のある方への総合的・専門的相談窓口
	相談支援事業所「ぱっそ・あ・ぱっそ」	障害者相談拠点事業（統括）、障害者等相談支援コーディネート事業
	職業自立センターひめじ	障害者就業・生活支援センター事業
子ども	こども家庭総合支援室（直営）	子ども家庭総合支援拠点事業
	ぱっそkids	主に乳幼児期の発達に関する相談支援

■上記のほか、市の福祉施策と密接に関連のある関係団体が入居予定。

引き続き、ご協力よろしくお願い致します。

姫路市成年後見支援センター